

返戻金に関する事項

株式会社 ユイットワークス

1. 乙が甲に紹介した採用者が、自己都合により又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により退職した場合、乙は下記の通り甲に紹介手数料を返還するものとする。

2.

但し、甲の都合による解雇、甲の責に帰すべき事由による雇用契約の終了、採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が相当と認められる事由の場合はこの限りではない。

尚、紹介料金の返金は採用者の退職日から1カ月以内に甲が乙に書面により報告し、退職に関する事実関係（退職理由を含む）を甲及び乙が確認できたものに限る。

また、当該退職に関する事実関係が確認できた場合、乙は当該確認日から30日以内に別途甲が指定する口座に、紹介手数料を振り込むことにより返還する（振込手数料は乙負担）。

（1）入職日以後1カ月未満で退職した場合	80%
（2）入職日以後2カ月未満で退職した場合	60%
（3）入職日以後3カ月未満で退職した場合	40%
（4）入職日以後12カ月未満で退職した場合	5%

以上